

大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（案）

～「住んでよし、訪ねてよし、

すべての人に優しい、心豊かなまち・大垣」を目指して～

平成20年1月

大垣市におけるユニバーサルデザインを生かしたまちづくり研究会

目 次

はじめに	1
第1章 ユニバーサルデザインとは何か	2
1-1 言葉の意味	2
1-2 7つの約束	2
1-3 バリアフリーからユニバーサルデザインへ	4
1-4 思いやりのデザイン	5
第2章 いろいろな分野で見られるユニバーサルデザイン	6
第3章 大垣市が目指すユニバーサルデザインのまちづくり	8
3-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方	8
3-2 4つの分野	9
第4章 4つの分野ごとの目標達成に向けた役割分担	12
4-1 市民の意識	12
4-2 市民が利用する公共施設や民間施設	13
4-3 市民が使用する製品やもの	14
4-4 情報内容と伝達方法	15
第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方	16
5-1 指針の推進	16
5-2 指針の評価と見直し	17

はじめに

今日、大垣市では、市民の高齢化や国際化が進行するとともに、墨俣地域・上石津地域との合併や名古屋都市圏等との交流に伴う生活圏の広域化、市民の価値観の多様化が急速に進んでいます。

そうした変化に対応しきめ細かな市民サービスを提供するには、ニーズに迅速かつ的確に答えられる行政運営と職員の意識改革、行政活動への市民の参加と協働、さらに市民が主体のボランティア活動やNPO等によるまちづくり活動、自治会・連合自治体・地区センター等の地域コミュニティ活動が総合的かつ活発に取り組まれることが大切です。

特に、大勢の市民が地域社会のさまざまな課題に率先して取り組んでいくためには、市民一人ひとりの性別、年齢、身体的特性、国籍など、個々人の違いをよく理解しながら、市民一人ひとりの能力を生かす環境整備が欠かせません。環境整備は建物・施設、製品・ものとともに、情報内容や伝達方法など幅広い分野に及びます。

また、行政の役割と共に市民や事業所の役割も多くあります。これからのまちづくりは、大垣市民・事業所と行政が各々の役割を認め合い、参加・協働しながら安全で快適なまちを創造していくことが何よりも必要です。

それに向けた基本施策が「大垣市にふさわしいユニバーサルデザインの導入」、すなわち、誰もが利用できる建物・施設・公共交通の整備、誰にとっても便利で使いやすい製品・ものの開発と普及、市民一人ひとり、規模の大小に関係なく全ての事業所が意識改革などを総合的に進める「ユニバーサルデザインのまちづくり」の実践であると言えます。

私たちは、今後ともバリアフリーを一層推進しながら、その上で、ある特定の人のためではなく、性別・年齢・身体的特性・国籍などの違いを超えて、すべての人々が安心して暮らし続けられるように、ここに「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」（案）を策定するものです。

第1章 ユニバーサルデザインとは何か

1-1 言葉の意味

大垣市では、ユニバーサルデザインを「はじめから、すべての市民の多様なニーズを考慮して、年齢、性別、身体的特性、国籍などの違いにかかわらず、すべての市民が安全かつ安心して生活できるよう、建物・施設・公共交通、製品・もの、情報などを計画的に設計する考え方」と捉えます。

また、ユニバーサルデザインは、行政サービスに対して反映させるだけでなく、ボランティア活動やNPO活動を通してサービスの担い手となる市民一人ひとりや、利潤を追求する事業者の意識にも反映されなくてはなりません。

ユニバーサルデザインのまちづくりを実践するには、市民、事業者、行政がまちづくりの様々な分野で互いに役割を持ち、協力していくことが大切であると言えます。

1-2 7つの約束

ユニバーサルデザインという言葉は、1970年代にアメリカの建築家であり工業デザイナーであったロン・メイス氏（故人）が提唱したものでしたが、その後、アメリカだけでなく日本も含め先進各国の都市計画や公共交通、民間企業の新製品などへと広がるに従い、より一層理解しやすくする必要から、1990年代に次の7つの原則が示されるようになりました。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進める大垣市でも、これを「7つの約束」として市民、事業者、行政で共有します。

〔公平に！〕

利用する人の間で、誰かが不利にならない、能力に違いがあっても

誰もが利用できるようにすることが大切です。

＊事例：階段だけでなくエレベーターも併設されている。

〔柔軟に！〕

誰が利用しても、使用する人の状況に適応して、自由度が高いことが大切です。

＊事例：赤ちゃんを連れた人だけでなく、車椅子でも使いやすいファミリートイレ

〔単純明快に！〕

使い方が分かりやすく、誰でも間違えることなく簡単に使えることが大切です。

＊事例：大きく見やすい表示やボタンで、使う機能が分かりやすいリモコン

〔分かりやすく！〕

映像、音声、手触り、振動など異なった方法によって必要な情報が分かりやすく、簡単に得られることが大切です。

＊事例：分かりやすい案内表示や配置図の入った案内板

〔安全に！〕

ちょっとしたミスや思わぬ行動をしてしまった場合でも、本人や周囲に重大な危険をもたらさないことが大切です。

＊事例：火にかけたままその場を離れてしまっても、高温になりすぎると自動的に火が止まるガスコンロ

〔手軽に！〕

利用するに当たって、身体に負担の大きい無理な姿勢や強い力を伴わなくても利用できることが大切です。

＊事例：コインが投入しやすく、商品の取り出し口が高いため腰を

かがめずに利用でき、選択するボタンが低いところに付いている自動販売機

〔ゆとりのある広さで！〕

利用する人の姿勢、身体的ハンディ、体格などに関係なく利用できるように、ゆとりのある広さが用意されていることが大切です。

＊事例：ゆったりとしたスペースが確保された自動改札口

一般的に、この7原則は、建物・施設、公共交通、製品・ものなどハード面の環境整備を意識してつくられた原則と言えます。

しかし、いくらハード面をよりよく改善しても、利用する本人の周囲にいる人々が無関心であったり、手を差しのべる勇気がなければ、ユニバーサルデザインは効果を十分に発揮することができません。

そこで、大垣市では、行政であっても民間であっても、ハード面の環境整備だけでなく、市民一人ひとりが周囲の人々を温かく思いやる気持ちを大切にする「心のユニバーサルデザイン」にも注目し、大勢の市民に理解され、市民生活に浸透していくようにします。

すなわち、今後は、高齢者、ハンディを持つ人々、外国人など特定の人々を意識した特別の対応のみを考えるのではなく、そうした人々すべてが同じ場所や同じ状況のもとで、ともに生活し、働き、学び、移動するということを意識し、様々な立場や状況の市民がお互いを思いやりながら、暮らしやすいまちづくりに参加・協働していくことが求められているのです。

1-3 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーとは、特定の人々が社会生活を送る上で、障壁（「バリア」と略す。）となるものを取り除くことを意味します。例えば、バリアには、①建物や交通機関などの「物理的障壁」、②各種資格制限、就職・任用試験等の「制度的障壁」、③点字、手話サービスの欠如など「文化・

情報面の障壁」、④差別意識や感情などの「意識的障壁」、などがあると言われていきます。

こうしたバリアを取り除くために、高齢者や障がい者への「特別なサービス」「局所的サービス」などが行われてきましたし、高齢者や障がい者のために「特殊品」が使われたりしてきました。

こうした経過を踏まえたうえで、今日では、すべての人にとって共有化を目指す考え方として、ユニバーサルデザインを捉えています。

そのため、誰もが利用しやすいデザインやサービスで、しかも誰もが違和感なく使える施設や製品のデザインを、私たちはユニバーサルデザインと理解し、それらを特殊品ではなく、「一般品」や「共用品」にすべきであります。

また、両者の関係に目を移すならば、ユニバーサルデザインとは、バリアフリーを発展させた施設・もの、考え方ということができます。バリアフリーの上位概念とも言えます。さらに、バリアフリーはユニバーサルデザインに含まれる考え方と言い換えることができます。

1-4 思いやりのデザイン

ユニバーサルデザインが相手の立場に立ち、利用する人を思いやってデザインされたものであるのなら、それは「思いやりのデザイン」と呼ぶこともできます。

使いやすさだけでなく、近隣や地域社会の人々とともに地域固有の文化や伝統、自然を思いやり、先人たちを思いやり、未来を担う人々（子どもたち）を思いやり、植物や動物など自然のしくみを思いやるなど、いろいろなものを思いやるのが私たちにはできるはずです。

そうした思いやりをつなげることがによって生まれる様々な「思いやりのデザイン」が、まちづくりの基本となる「みんなの暮らし、みんなの幸せ」につながり、誰もが安全に安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりに貢献することになるのです。

第2章 いろいろな分野で見られるユニバーサルデザイン

既に、大垣市の施策には、様々な方法で、ユニバーサルデザインを導入する試みがはじまっています。その一部を紹介します。

1. 地域福祉計画（社会福祉課）

- ・心のバリアフリーを推進。
- ・公共的施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進している。
- ・公共交通機関と協働で交通バリアフリー（段差解消、ノンステップバスの移行促進）を推進。
- ・高齢者でも必要な情報が正確に得られるよう情報提供のバリアフリー化を進展。

2. 障害者計画・障害福祉計画（社会福祉課）

- ・障がい者にとっての移動の自由を保障するために、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入を推進。
- ・市民、民間商業施設、行政の役割を明確にし、中長期的な事業を計画的に実施するための計画を策定。

3. 都市再生整備計画（都市計画課）

- ・公共施設、公共交通機関にユニバーサルデザインを積極的に紹介、導入を促す。

4. サインシステム整備計画（都市計画課）

- ・表記基準（名称表記と文字表記及び図形表記）を定め、大垣市のサインシステムにおける各種サインの表示面の内容の書き表し方を統一する。

5. 第二次大垣市IT戦略計画（情報企画課）

- ・ユニバーサルデザインへの対応表明

6. 大垣市男女共同参画プラン（男女共同参画室）

- ・子育てしやすい女性の生活、労働環境の整備と周囲の認識促進

7. 大垣市地域次世代育成支援行動計画（子育て支援課）

- ・子育て家庭にやさしい公共施設等の整備促進（ファミリー向け住宅の整備、子どもに配慮した施設整備＝おむつ替えスペース、親子利用トイレの整備）

8. ホームページの考え方（秘書広報課）

- ・誰にでも見やすく、利用しやすいデザインの実現を目指す（色の使い方、文字の大きさ、音声読み上げソフト）

9. 市内小中学校のバリアフリー整備促進（教育庶務課）

- ・スロープ、障がい者トイレ、エレベーター、自動ドア、手すり等の整備

第3章 大垣市が目指すユニバーサルデザインのまちづくり

3-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

ユニバーサルデザイン推進指針は、市民・事業者・行政のそれぞれが行動を起こしていく上での拠り所としていくためのものです。

そのため、まずは大垣市の誰もが共有できる「ユニバーサルデザインのまちづくり理念」を定めることが大切です。

大垣市では、この理念を「考え方」として次のように定めます。

【ユニバーサルデザインのまちづくり理念】

「住んでよし、訪ねてよし、

すべての人に優しい、心豊かなまち・大垣」づくり

- I 安全で心安らぐまちづくりを進めます。
- II 水と緑、歴史と文化を生かし、人、もの、情報の交流あふれるまちづくりを進めます。
- III 市民、事業所、行政の協働により、思いやりと助け合いの気持ちいっぱいのもちづくりを進めます。

(委員提案)

- *心安らぐ地域づくり
- *住んでよし、訪ねてよしのまちづくり
- *「水の都・大垣」「水と緑のまち・大垣」「文教のまち・大垣」をキーワードとして使用する
- *すべての人を大切にしたい感性豊かなまち
- *わたしも、みんなも、優しいまちづくりのまちづくりを目指します。

3-2 4つの分野

大垣市では、このユニバーサルデザインによるまちづくり理念を具体化していくために、まず「市民の意識」「市民が利用する公共施設や民間施設」「市民が日ごろ使用する製品やもの」「情報内容や伝達方法」という4つの分野に分け、それぞれの「現状と課題」及び「目標」を次のように定めます。

①市民の意識

（現状と課題）

- ・聞き慣れない言葉であるため、市民間でも十分に理解されているとは言えません。
- ・小学校6年生の国語の教科書で児童は学習し、ユニバーサルデザインの意味については理解しています。
- ・誰もが利用しやすいという考え方の裏には、利用を通じて安全や利益を得られる人と、逆に危険や不利益をこうむる人とが生まれるという矛盾があります。
- ・小学校の校舎内の階段には二重手すりが付いており、教科書で学んだことを目で確認することができます。

（目標）

- ・根気よくPRし地域社会でのユニバーサルデザインの必要性や理念を訴えます。
- ・ユニバーサルデザインを理解し普及させる人材を育成します。
- ・ユニバーサルデザイン都市宣言を発し、市民や事業所への普及を促します。

②市民が利用する公共施設や民間施設

（現状と課題）

- ・横文字であるため、特に高齢者には読みにくく、理解が進まない。

- ・新しい公共施設や民間施設では、ユニバーサルデザインの考え方が随所に導入されている。
- ・目の不自由な市民、耳の不自由な市民への配慮があるが、両方不自由な市民への配慮は不足している（例えば振動で伝えることが望まれる）。

（目標）

- ・適当な日本語に置き換えたり、色の統一も検討します。
- ・施設によってデザインを変えるのではなく、常に統一性をもたせます。
- ・駅、病院、市役所、その他の公共施設では人々が迷わないようにするため、デザインに統一性を持たせるよう努力します。
- ・ユニバーサルデザインの普及が健康の増進にも効果を発揮する工夫を検討します。
- ・学校では、色弱児童への配慮から、色のユニバーサルデザインも普及します（色弱が強度の児童が見てもわかるチョークの色）。

③市民が使用する製品やもの

（現状と課題）

- ・便利に作られている製品でも、使い方の分からないものが多い。
- ・生産者は市民が考えている以上に、製品等の評価や市民ニーズに対して情報が不足している。

（目標）

- ・使い方を優しい図解で示す必要があります。
- ・視覚障害者専用の製品は高価になるため、健常者と視覚障害者が共に使えるような工夫を施された製品の普及を目指します。

④情報内容と伝達方法

（現状と課題）

- ・文字以外にも色や音や感触などを利用して市民に対しユニバー

サルデザインに関する情報を発信することが必要である。

(目標)

- ・市民、事業所、行政各々がユニバーサルデザインに関する意識を高めることが大切です。そのために、行政から積極的に情報発信することが求められます。
- ・広報にユニバーサルデザインのシリーズを掲載し、市民意識に浸透するまでPRします。

第4章 4つの分野ごとの目標達成に向けた役割分担

大垣市では、「市民の意識」「市民が利用する公共施設や民間施設」「市民が使用する製品やもの」「情報内容や伝達方法」の4分野における目標達成に向け、市民、事業所、行政の役割を次のように定めます。

4-1 市民の意識

(目標)

- ・根気よくPRし地域社会でのユニバーサルデザインの必要性や理念を訴えます。
- ・ユニバーサルデザインを理解し普及させる人材を育成します。
- ・ユニバーサルデザイン都市宣言を発し、市民や事業所への普及を促します。

(役割分担)

『市民の役割』

- ・日常生活の中で気になる点を挙げ、市民自身がユニバーサルデザインの必要性を訴える勇気を持ちます。
- ・心のユニバーサルデザインに向けて感性を高める努力をします。

『事業所の役割』

- ・従業員に対して研修を行い、ユニバーサルデザインの考え方に理解を深め、市民の立場に立ってサービスを提供します。
- ・市民に対してユニバーサルデザインの観点から製品や情報内容等の改善提案を求めます。

『行政の役割』

- ・職員研修を行い、職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を学び、すべての行政分野に取り入れることを実践します。
- ・ユニバーサルデザインの観点から公共施設や広報紙等の改善に向けて提案を求めます。

4-2 市民が利用する公共施設や民間施設

(目標)

- ・ 適当な日本語に置き換えたり、色の統一も検討します。
- ・ 施設によってデザインを変えるのではなく、常に統一性を持たせます。
- ・ 駅、病院、市役所、その他の公共施設では、人々が迷わないようにするため、デザインに統一性を持たせるよう努力します。
- ・ ユニバーサルデザインの普及が健康の増進にも効果を発揮する工夫を検討します。
- ・ 学校では、色弱児童への配慮から、色のユニバーサルデザインも普及します。

(役割分担)

『市民の役割』

- ・ 困っている人を見かけたら、すぐに声をかけます。

『事業所の役割』

- ・ 目安箱を設置して、利用者から意見を聴き、定期的に施設をチェックします。
- ・ 交通事業者は、ユニバーサルデザインを活かした車両やサービスを進めるように努めます。

『行政の役割』

- ・ ユニバーサルデザインとして優れた施設に対する表彰制度を設けて、施設・管理者などを積極的にPRします。
- ・ 市民、事業所などと協働でユニバーサルデザインのまちづくり推進体制をつくり、市民から改善要望の多い公共施設などから率先して点検及び改善し、PRします。

4-3 市民が使用する製品やもの

(目標)

- ・ユニバーサルデザインの製品の使い方を優しい図解で示し、利用を促します。
- ・視覚障害者専用の製品は高価になるため、健常者と視覚障害者が共に使えるような工夫を施された製品の普及を目指します。
- ・ユニバーサルデザインの製品の展示会や見本市を設け、PRに努めます。
- ・優れたユニバーサルデザイン製品を表彰する制度を設けます。

(役割分担)

『市民の役割』

- ・NPO、ボランティア団体など市民活動組織が中心となって、優れた製品やサービスを評価し、市民として積極的に利用するようPRします。

『事業所の役割』

- ・ユニバーサルデザインとして優れた製品の展示会や見本市を、西濃まるごとバザールなどの大規模イベントにおいて開催し、市民に提案します。

『行政の役割』

- ・上記の展示会や見本市の開催に、市民や事業所と協働で取り組みます。
- ・市のホームページ上において、優れた製品や事業所を紹介するコーナーを設けます。
- ・公共施設でユニバーサルデザイン製品を積極的に利用します。
- ・優れた製品を表彰する制度を設け、市民へのPRと普及を図り、企業を支援します。
- ・優れた製品の開発と普及を促すため、優遇措置を検討します。

4-4 情報内容と伝達方法

(目標)

- ・市民、事業所、行政各々がユニバーサルデザインに関する意識を高めることが大切です。そのために、行政から積極的に情報発信します。
- ・広報にユニバーサルデザインのシリーズを掲載し、市民意識の高揚を図るためのPRをします。
- ・高齢者、妊産婦、障がい者、外国人など災害弱者といわれる人々が災害情報や事故情報などを正確に把握し、避難できるような情報伝達の仕組みをつくります。

(役割分担)

『市民の役割』

- ・情報内容や伝達方法、サインなどに関する評価や要望を、事業者や行政に対して提案します。
- ・近隣や自治会など身近な人間関係の中で情報伝達する方法や仕組みをつくります。

『事業所の役割』

- ・施設内の案内や掲示方法を誰にも分かりやすいものにするよう努めます。
- ・モニター制度を設け、高齢者や障がい者、外国人にも分かりやすい内容や表示になっているかを定期的に検討します。

『行政の役割』

- ・市民や事業所からの提案や要望を受け入れる仕組みを設けます。
- ・広報紙やホームページの内容が子ども、高齢者、障がい者、外国人などにも分かりやすいものとなるよう、文字を大きくしたり、専用の広報紙やホームページ上にコーナーを設けることを検討します。

第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方

大垣市では、ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、市民、事業所が各々すべきことに積極的に取り組めるよう支援するとともに、市民や事業所と協働で、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に推進します。

5-1 指針の推進

(委員の意見)

- ・指針を作成したことを市民や事業所に対して広報活動を積極的に行うことが必要です。
- ・広報活動の一環として、ユニバーサルデザインに関するイベントを開催します。
- ・大きな文字、ひらがな重視、音声案内、点字案内、写真案内、外国語案内等の基準を明確にし、事業所、公共交通機関などにPRします。
- ・ユニバーサルデザイン賞(仮称)を設け、優れた取り組みや製品を表彰し、PRします。

以下の項目を立てて、指針の生かし方を述べることができます。

- (1) ユニバーサルデザインを推進するための組織の設置
- (2) 市民や事業所へのユニバーサルデザインの継続的啓発
- (3) 市民や事業所が主体となったユニバーサルデザインのまちづくり活動を近隣など地域社会から積極的に推進
- (4) 市民・事業所と行政の協働によるユニバーサルデザインの推進
- (5) ユニバーサルデザインを推進する専門的人材の育成と活用
- (6) ユニバーサルデザインを推進するためのまちづくり条例の検討

5-2 指針の評価と見直し

(委員の意見)

- ・ 指針の評価と見直しを1年、3年、5年と定期的に行います。
- ・ (仮称)ユニバーサルデザイン推進協議会を設け、市民や事業所の立場から、市民意識、公共施設や民間施設、製品や公共交通機関、情報内容や伝達の仕組みなどを評価改善する方法を整備します。
- ・ 同上の協議会が中心となって、ユニバーサルデザインのPR、行政や事業所への提案、優れた製品作りのための企画募集や事業所とのマッチングなどを進めます。
- ・ 市内のサインに統一性を持たせるための基準をつくり、公共施設や民間施設を問わず統一性があるように改善します。

以下の項目を立てて、指針の生かし方を述べることができます。

- (1) ユニバーサルデザインを評価するための組織の設置
- (2) ユニバーサルデザインを推進するための指針の評価と見直し

参 考 资 料

大垣市におけるユニバーサルデザインを生かしたまちづくり研究会設置要綱

(目的)

第1条 歴史・自然が織り成す近代都市である「ダイナミックシティ大垣」の創造に向け、大垣市の地域特性を生かしたユニバーサルデザインを取り入れることにより、性別、年齢、国籍などを問わず、誰もが地域で安全で安心して暮らせる優しく住みやすいまちづくりを進める「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（案）」を策定するため、「大垣市におけるユニバーサルデザインを生かしたまちづくり研究会（以下「研究会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（案）の策定及び市長への提言に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 婦人会関係者
- (3) 高齢者団体関係者
- (4) 青年団体関係者
- (5) 市民活動団体関係者
- (6) 福祉団体関係者
- (7) 企業関係者
- (8) 国際交流団体関係者
- (9) 観光団体関係者
- (10) 学校関係者
- (11) 公募による市民
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は平成20年3月までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 研究会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は、研究会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、大垣市企画部政策調整課に置く。

- 2 事務局員は、大垣市企画部政策調整課及び岐阜経済大学研究支援課の職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

大垣市におけるユニバーサルデザインを生かしたまちづくり研究会
委員名簿

区分		氏名	役職
座長	学識経験者	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長
副座長	学識経験者	松本 英三	大垣女子短期大学デザイン美術科学科長・教授
委員	婦人会関係者	奥田 静子	大垣市連合婦人会副会長
	高齢者団体関係者	富田 重幸	大垣市老人クラブ連合会会長
	青年団体関係者	小林 修	大垣市青年のつどい協議会会長
	市民活動団体関係者	坂 忠男	特定非営利活動法人大垣まちづくり市民活動支援会議副理事長
		堀 あゆ美	岐阜経済大学まちなか共同研究室マイスター倶楽部学生副代表
		辻本 周作	終の住まい研究会プラチナプラザ代表
	福祉団体関係者	早崎 正人	大垣市社会福祉協議会事務局長
		日比野良己	大垣市障害者団体連絡協議会理事
		吉田みはる	大垣点訳グループ愛盲会副会長
	企業関係者	成瀬 重雄	大垣商工会議所専務理事兼事務局長
	国際交流団体関係者	箕浦 彬	財団法人大垣国際交流協会事務局長
	観光団体関係者	箕浦 之治	大垣市観光協会副会長
	学校関係者	大橋 宏之	大垣市立小中学校長会（大垣市立時小学校長）
	公募による市民	一柳 善郎	—
佐藤 有美		—	
澁谷みゆき		—	
山崎 幸輝		—	

事務局

大垣市	企画部長	水井 静雄
	企画部政策調整課長	広瀬 幹雄
	企画部政策調整課政策調整係長兼広域政策係長	寺嶋 太志
	企画部政策調整課主査	後藤 威博
	企画部政策調整課主事	高木 明弘
	企画部政策調整課主事	長澤 由起
岐阜経済大学	研究支援課長	宮川 祐志
	研究支援課主事	大橋 雄一
	研究支援課	梅原 慶子

大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（研究会案）策定経緯

時 期	内 容	
平成19年9月20日（木） 13:30~15:30	第1回 研究会	○大垣市におけるユニバーサルデザインを生かしたまちづくり研究会の設置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <役割> ・指針（案）の策定 ・市長への提言 </div> ○委員委嘱 ○先進事例研究 ○意見交換
○大垣地域広域市町村圏協議会主催の広域合同研修へ参加 ・日時：10月5日（金）18:00~19:30 ・場所：総合福祉会館 5階 ホール <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <講演> ・講師：榊原直樹氏（株式会社ユーディット主任研究員） ・演題：ユニバーサルデザイン入門 ～先進事例に学ぶまちづくりから情報デザインまで～ </div>		
11月13日（火） 10:00~12:00	第2回 研究会	○指針（研究会案）の策定に向けての意見交換 ・ユニバーサルデザインを生かしたまちづくりの基本理念の整理 ・ユニバーサルデザインを生かしたまちづくりを推進するための具体的分野の整理 など
11月20日（火） 13:30~15:30	第3回 研究会	○指針（研究会案）の策定に向けての意見交換 ・具体的分野ごとの市民、事業者、行政の役割分担の整理 ・ユニバーサルデザインを生かしたまちづくりの進め方の整理 など
12月20日（木） 13:30~15:30	第4回 研究会	○指針（研究会案）について意見交換
12月26日（水） 13:30~15:30	第5回 研究会	○指針（研究会案）について意見交換・決定
平成20年1月10日（木） 13:30~14:30	○市長へ指針（研究会案）を提言	

